

都市景観における屋外広告物に関する
ガイドプランについて

平成30年12月10日
大阪市屋外広告物審議会

1 ガイドプラン策定の目的（当初）

（背景）

都市の多様化や社会環境の変化に伴い、それぞれの地区特有の景観が形成されるようになり、一律の規制では、それぞれの地区特有の景観実態に合わない面がみられるようになってきた。



それぞれの地区の景観実態を考慮し、その地区に合った掲出方法、基準を策定することとした。

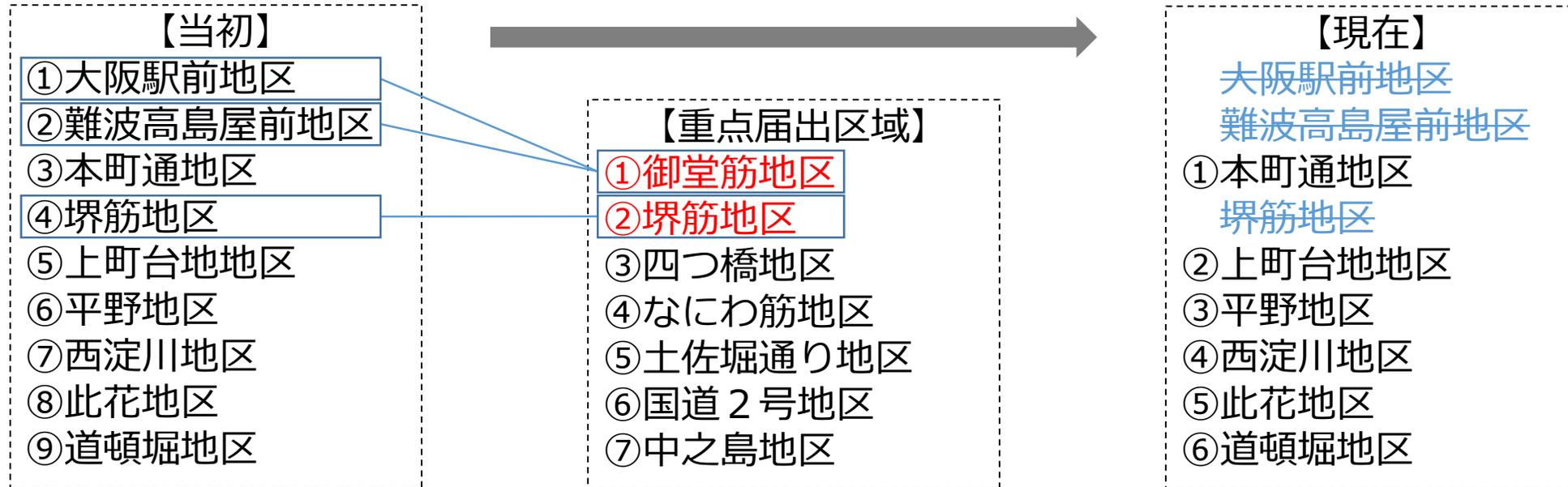
（昭和62年4月1日）

2 実施内容（当初）



3 経過

昭和60年12月4日	第15回屋外広告物審議会において審議
昭和61年12月10日	第16回屋外広告物審議会において審議
昭和62年4月1日	ガイドプラン策定 当初9地区で実施開始
平成29年10月1日	景観計画の改定により、重点届出区域が指定されたことを受け、 大阪市屋外広告物条例施行規則及びガイドプラン改正（3地区廃止）

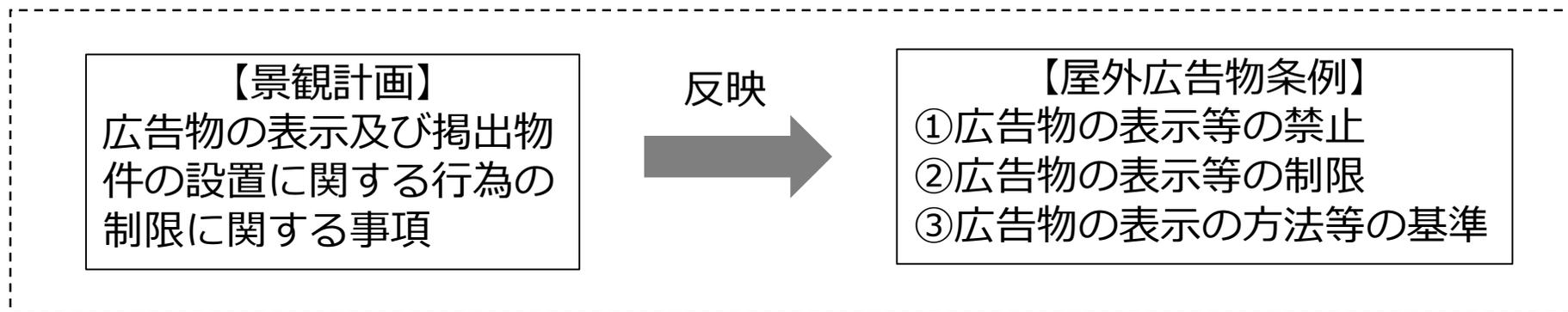


4 景観計画と屋外広告物条例（屋外広告物法）

屋外広告物法 第6条

景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体の前三条（※）の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

（※） 広告物の表示等の禁止、広告物の表示等の制限、広告物の表示の方法等の基準



5 景観計画と屋外広告物条例（経過）

景観行政（都市計画局）		屋外広告物行政（建設局）	
法令	要綱等	法令	要綱等
H11.1 大阪市都市景観条例施行	S57.1～ 建築美観誘導制度策定	S24 屋外広告物法施行 S31.10 大阪市屋外広告物条例施行	S62.4 ガイドプラン策定
H16.12 景観法施行		H16.12 屋外広告物法改正	
H18.4 大阪市景観計画施行			
H29.10 大阪市景観計画改正 （重点届出区域策定）	H29.10 建築美観誘導制度廃止	H29.10 屋外広告物条例施行規則 改正	H29.10 ガイドプランから重点 届出区域と重複する3地域を廃止

これまで両局が別々の**誘導基準**を定めて景観施策を進めていたが、景観計画に「屋外広告物に関する行為の制限」が定められたことにより、屋外広告物条例と一体的に運用することができ、**法的拘束力のある規制**を行うこととなった。

6 課題と検証

【課題】

- 景観行政と屋外広告物行政がそれぞれに基準を定めてきたため、統一的な取扱いとなっていない。
- ガイドプランはあくまで誘導基準であり法的拘束力がなく、協力要請に留まるものである。
- ガイドプラン策定から30年以上が経過し、大阪市域の街の様子に変化しており、指定地区に特化した景観が見られなくなっている。（周辺地域との景観の違いがない）

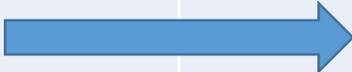
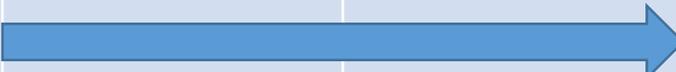
【検証】

- 現在のガイドプランの指定地区について、現地調査を実施し必要性を再検討する。

8 今後の方針（案）

- 平成31年3月31日をもって、ガイドプランの指定地区から道頓堀地区以外の5地区を廃止する。
- 今後、地域の特性に応じた屋外広告物の規制を設ける場合には、都市計画局等と連携のうえ、実効性のあるものとする。

9 今後のスケジュール

～	12月	平成31年1月	2月	3月	4月～
解除手続き					
周知期間					
HP公表				